

議 事 日 程 (平成30年6月12日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第25号 専決処分の承認について
専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議第26号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議第27号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の
変更について
- 日程第6 議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第7 議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 日程第8 議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関
する条例制定について
- 日程第9 議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第32号 町道路線の廃止について
- 日程第11 報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報
告について
- 日程第12 報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告
について
- 日程第13 報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
会計管理者	堀芳弘	税務課長	坂優
住民環境課長	吉村等	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	産業振興課長	岡田立
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	馬淵佑司		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより平成30年第2回安八町議会定例会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回安八町議会定例会を開会します。

それでは、これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 碓井昭夫君、3番 西松巖君に指名します。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの11日間にすることに決定しました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御参集賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは町政発展のために格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

平成30年度がスタートして2カ月半が過ぎようとしております。

さて、町の重点事業であります水道配水機場更新事業は、水道事務所の老朽化を受け、平成29年度より水道事務所の改築などを行っています。今年度は機械・電気設備工事を行います。先日契約先が決定され、本定例会に議案

として提出させていただいております。

また、アンビバスの運行見直しにつきましては、6月の広報「あんぱち」にも掲載をさせていただきましたが、7月18日から路線を見直し、医療機関や商業施設の近くへバス停をふやす予定でございます。

今回のこの見直しは、アンケート調査や利用者からのヒアリングをもとに実施するものでございます。間もなく新しい車両が納入される予定でございますが、北部線、南部線をそれぞれ1台ずつの2台体制で運行し、25人乗りのバスから小回りがきく14人乗りワゴンへと変更し、便数も現在の6便から9便へ増便をいたします。

最後に、安八スマートインターチェンジを核として「若者や子供たちを優しく包摂するまちづくり」を推進していくためにも、プロジェクトチームにより土地利用の見直し事業を進めているところでございます。これからがまさに正念場であり、職員一人一人が気概を持って取り組んでいます。今後とも、議員各位、町民の皆様の一層の御理解、御協力を賜りながら、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

さて、本日提案いたしましております主な案件ですが、平成30年度一般会計補正予算、専決処分の承認、条例改正、工事請負契約の締結、平成29年度一般会計、水道事業会計予算の繰越計算書の報告などとなっております。それぞれの案件につきましては担当より御説明させていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第25号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 税務課より、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に成立し、同日公布されたことに伴い、安八町税条例等の一部を改正する条例の専

決処分をさせていただきましたので、朗読説明をさせていただきます。

議第25号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

1枚めくっていただきまして、専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明としまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下につきましては、改正条文でございます。

第1条から第6条まで、6条立てとなっております。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをごらん願います。

安八町税条例の主な改正事項でございます。

1点目、固定資産税の関係につきましては、農地、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続いたします。

附則。この関係につきましては、附則第10条、10条の2、11条、12条、14条の改正となります。

次に、固定資産税の特例措置として、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が新設されました。さらに、新築住宅の軽減や認定長期優良住宅、耐震改修住宅、バリアフリー改修住宅及び省エネ改修住宅に対しまして、一部床面積の上限を設ける縮減が行われたものもございまして、税額の軽減措置が2年延長となりました。

附則の第9条の3、9条の3第12項の改正で、以上のものにつきましては平成30年4月1日の施行となります。

次に、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援といたしまし

て、生産性向上特別措置法が施行されます。これにより、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の投資について、償却資産にかかる固定資産税を条例により3年間ゼロとするものでございます。

附則第9条の2の改正で、生産性向上特別措置法の施行日となります6月6日施行となります。

2点目、個人所得課税の見直しといたしまして、特定の収入のみに適用されております給与所得控除及び公的年金控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を33万円から43万円に10万円引き上げます。これは、第17条の第2項及び附則第4条の4の改正となります。

次に、2ページをごらんください。

給与所得控除・公的年金等控除の見直しが行われ、給与所得控除額が、上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き上げられ、控除の上限額は220万円から195万円となります。この際、子育てや介護を行っている者には負担が生じないように、所得金額調整控除が措置されました。

次に、公的年金等の控除につきましては、公的年金等の収入が1,000万円を超える場合に、控除額を195万5,000円の上限を設けるものでございます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合には、控除額を引き下げます。

以上は、第28条の2第1項及び第28条の2の改正となります。

次に、基礎控除の見直しといたしまして、下段に記入されているように合計所得金額2,400万円超えで控除額が低減を開始いたしまして、2,500万円を超えるところで控除額がなくなる仕組みとなりました。

次に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超える133万円以下といたしまして、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げる改正が行われました。これにつきましては、第26条の3及び第26条の7の改正となります。

次に、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件が、135万円以下に引き上げられました。これは、第17条第1項の改正となります。

以上、個人所得課税の見直しにつきましては、平成33年1月1日施行とな

ります。

3点目、地方のたばこ税の関係につきましては、たばこ税の見直しが行われまして、税率の引き上げが行われます。国と地方のたばこ税の配分比率を1対1を維持した上で、3ページ最上段の表のように、たばこ税を平成30年10月1日から3段階で引き上げ、国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げとなります。

次に、加熱式たばこの課税方式の見直しが行われました。

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直しが行なわれました。現行では、加熱式たばこにつきましては製品ごとに税額のばらつきがございました。それらを以下のように変更するものでございます。

アの加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算する。

イの加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻きたばこの合計1本の本数に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算する。

アとイによって換算された合計の本数とするもので、次の表のように平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。

4ページをごらんください。

今回の改正に伴います経過措置といたしまして、平成27年度税制改正により平成31年4月1日に予定されておりました旧3級品の紙巻きたばこに係ります税率の引き上げを、平成31年10月1日実施に延期がなされました。これらによりまして、今回の改正で3回にわたって税率の見直しが行われます。また、平成27年度改正による旧3級品の特例税率の廃止に伴う手持ち品課税も行われまして、計4回の手持ち品課税が行われることとなります。

以上につきましては、第74条、74条の2、75条、76条、これにつきましては改正条例の第2条、第3条、第4条、第5条を含むものでございます。また、第77条につきましては、改正条例の第3条、4条、そして6条を含むものでございます。また、78条、第80条、平成27年改正附則の改正となるものでございます。

4点目でございますが、地方税の電子化が図られます。

国税と同様に資本金1億円超えの普通法人等に対しまして、法人住民税、

法人事業税等の電子申告が義務づけられました。以上は、第32条の6の改正となります。

5点目でございますが、その他につきましては、法人町民税について、納期限の延長があった場合の延滞金について読みかえ規定が追加されました。その関係が第34条の改正でございます。

最後に、法律及び省令等の改正に合わせて規定の整備及び字句の改正を行った改正といたしまして、第13条、第16条の第1項及び第3項、第32条の5の3、第32条の5の5第3項、第36条、附則第4条の2、附則第4条の3、附則第16条の2でございます。

以上の改正につきましては、平成30年4月1日施行となります。

以上、税条例の主な改正事項でございます。よろしく願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり承認しました。

議長 日程第4、議第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表23ページをお願いいたします。

議第26号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第26号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、水道配水機場更新機械工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額9,763万2,000円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市六条江東2丁目8番24号、三愛物産株式会社岐阜支店、支

店長 柏木博文。

続きます。1. 契約の目的、水道配水機場更新電気工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額4億3,092万円。4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町1丁目1番地、株式会社弘光舎、代表取締役 小野義明。

本件は、水道配水機場の老朽化に伴う更新並びに耐震化に伴い、配水ポンプ設備、受変電設備、運転操作設備などの機械、電気設備の更新を図るもので、工期は3月末を予定しております。工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第27号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表25ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第27号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更について。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を変更するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、委託契約金額（平成29年9月8日議決、議第32号）中

「2億3,300万円」を「1億886万円」に変更する。

本件につきましては、浄化センターの長寿命化に伴う受変電設備、監視制御装置等の電気設備の更新を日本下水道事業団に全面委託し、本年度末までの予定で実施をしております。

工事内容の精査並びに事業団の実施した一般競争入札により工事費が減額となりましたので、協定の変更をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

議 長 では、質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第28号を朗読、説明させていただきます。

議第28号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、コミュニティバスの運行区域を拡大するため及び利用料規定の整備のため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町コミュニティバス設置条例の一部を改

正する条例本文でございます。

安八町コミュニティバス設置条例（平成15年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

第2条では、コミュニティバスの運行区域を安八町内と規定しておりますが、ただし書きを追加し、今回の路線見直しに伴う町外へ運行できる規定を設けるものでございます。

また第5条では、利用料に関する規定、無料対象の規定となっておりますが、現行の規定にない療育手帳や精神障害者手帳を有する方は、町長の認める場合免除する等の規定を準用しておりましたが、今回明文化してわかりやすくするものでございます。

最下段。附則として、この条例は公布の日より施行する。

また、別冊の議案資料5ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読のほうよろしくお願ひします。

以上、議第28号について御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の民生文教常任委員会で審査いただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第7、議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをお開き願います。

安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、非常勤職員の育児休業の期間の特例を定める必要があるため、所要の改正を行っておるものでございます。

7ページの第2条第3号のアの（イ）においては、今回の改正で第2条の4の規定、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の条文が追加となりました。その規定に該当する場合、1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れない場合等に限り、再度申請することによりまして育児休業期間を最長2歳まで延長できるものでございます。

次に8ページをお願いいたします。

8ページ中段の「及び次条」につきましては、今回の改正で第2条の4の規定が追加となったことによる根拠条文の追加でございます。

8ページ下段から9ページの第2条の4の規定につきましては、育児休業法第2条の第1項の条例で定める場合として、非常勤職員が2歳に達するまでの子について育児休業をすることができる場合の特例を整備するものでございます。

9ページの下段の改正につきましては、今回の第2条の4の規定が追加になったことによりまして、第2条の4の規定が第2条の5として条例の条の繰り下げを行うものでございます。また、第3条の7号の改正につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情によりまして、第2条の4の規定を追加するものでございます。

最後に、附則の改正でございます。

給与条例附則第17項の規定につきましては、平成30年4月1日から廃止となりましたので、削除を行うものでございます。

議案書の33ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。

次の34ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、附則第4項を削る改正規定につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議第30号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

議第30号 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定について。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が、平成29年7月31日に施行されました。このたび同法第25条の地方公共団体等を定める総務省令第1条に当町が該当することとなったため、当該固定資産税を課税免除とする特例条例を制定し、あわせて安八町企業立地促進条例の対象となる工場等を拡充するため一部改正を行

うものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例。

以下は本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料にて御説明をさせていただきますので、議案資料の11ページをよろしくお願いたします。

安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の主な事項につきまして、御説明をさせていただきます。

概要といたしましては、企業立地促進法の一部が改正され、地域未来投資促進法として平成29年7月に施行されました。この法令及び総務省令では、財政力指数が0.67を下回る地方自治体において、土地・家屋・構築物の課税免除、または不均一課税を行った場合、減収額を交付税で補填するとあるため、固定資産税を免除する特例条例を制定するものであります。また、本条例または安八町税条例附則第9条の2第16項の適用を受けた事業に対し、安八町企業立地促進条例の対象とするため一部改正をあわせて行うものであります。

第1条（趣旨）につきましては、国の同意を得た基本計画に定める促進区域内において、施設等を設置した事業者に対する固定資産税の特例を定めるというものでございます。

第2条（固定資産税の課税免除）につきましては、県による事業計画の承認及び国による地域経済牽引事業であるとの確認を受けた者が設置した施設に対し、固定資産税を3年間免除するというものでございます。適用条件としましては、①から③のものに限ります。

第3条（申請書の提出等）につきましては、課税免除を受けようとする者は、町長に申請書を提出しなければなりませんというものでございます。

第4条（固定資産税の課税免除の取り消し）につきましては、①から③に該当した場合取り消しをするものでございます。

第5条（委任）につきましては、この条例の必要事項は規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、裏面をお願いいたします。

第1項（施行期日）といたしましては、この条例は公布の日から施行する

ものでございます。

第2項（安八町企業立地促進条例の一部改正）としましては、新旧対照表でございますが右側が改正後、左側が改正前でございます。

1. 第2条第2号のア. においては、「（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F」を、「（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類E」に改め、同号イ. の次に、次のように加える。ウ. 安八町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の適用を受けた事業ですが、議決をいただいた後に告示番号を入れさせていただきます。エ. 安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）附則第9条の2第16項の適用を受けた事業でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第30号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議第31号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第31号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,251万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億8,251万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、41ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正、単位は1,000円でございます。

41ページは歳入、42、43ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億5,000万円に3,251万2,000円を増額し、52億8,251万2,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、44ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

44ページの中段をお願いいたします。

款、項、目とも繰越金、補正額、増額の2,532万2,000円につきましては、29年度からの繰越金でございます。

次に45ページをお願いいたします。

45ページ以降、3. 歳出について御説明をさせていただきますが、節区分の2. 給料、3. 職員手当等、4. 共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組みかえが主な補正内容でございますので、組みかえに伴います各科目での説明は省略させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

3. 歳出は、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額1,185万7,000円。財源は全て一般財源でございます。総務管理事務経費1,147万5,000円は、人件費のほか節区分7の賃金432万円は、1つ前の共済費の社会保険料等64万4,000円は、臨時職員1名採用によります補正を、また、13番委託料の業務委託226万8,000円につきましては、臨時職員等に係る会計年度任用職員制度導入に伴います関係する条例や規則を整備するための移行準備経費の補正をお願いするものでございます。

次に、地区行政執行経費38万2,000円は、地区集会所設置補助金といたしまして、1地区の地区集会所の改修工事に対します補助金を計上するものでございます。

最後に50ページをお願いいたします。

下段の款、項、目とも予備費、補正額79万円につきましては、今回の補正予算の財源調整のため増額をするものでございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 46ページに戻っていただきまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の81万1,000円。社会福祉事務経費の節区分、共済費の社会保険料等35万8,000円並びに賃金223万円につきましては、福祉課の臨時職員1名分に係るものでございます。

続きまして、目、安八温泉費、補正額、増額の3万円。安八温泉の施設運営経費として、備品購入費に扇風機2台分を計上するものでございます。

特定財源のその他、寄附金3万円につきましては、安八温泉への特定寄附でございます。

議 長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 それでは、議案書47ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、36万円でございます。財源内訳は特定財源の諸収入36万円で、機構集積協力返還金でございます。全て償還金、利子及び割引料で、個人が所有している全ての農地を、農地中間管理機構を活用して貸し付けを行い経営転換協力金を受け取ったものが、再び農業を始めたため返還金が生じ、その返還金を国に返還するものでございます。

続きまして最下段をお願いいたします。

款、項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額250万円でございます。全て一般財源で、今年度より新たに開催されます夏祭り「安八水まつり」でございますが、その運営をするために要する経費の一部を負担するものでございます。

議 長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き47ページ中段をお願いいたします。

目の農地費、補正額1,300万円。財源内訳、特定財源、国県支出金650万円は、県支出金、農村整備事業県補助金でございます。

節、委託料1,300万円につきましては、県単土地改良事業として牧地区圃場整備に係る調査設計業務委託料でございます。

議 長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 49ページをお開きいただきたいと思います。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の161万2,000

円でございます。財源といたしましては、全て一般財源でございます。節、使用料及び賃借料11万円。この11万円につきましては、牧小のパソコン室の空調機器取りかえ工事のリース代でございます。

節、工事請負費150万2,000円。この工事請負費につきましては、牧小の荷物用エレベーター取りかえ工事代でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の21万3,000円。全て一般財源でございます。節区分、使用料及び賃借料21万3,000円でございます。登龍中の職員室の空調機器の取りかえ工事代のリース代でございます。

議 長 生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 続きまして49ページの最下段になります。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額103万3,000円。全て一般財源でございます。

節の使用料及び賃借料といたしまして、中央公民館屋内消火栓、非常用発電機の更新に伴うリース料でございます。

続きまして最下段です。

目、ハートピア安八費、補正額30万円。財源内訳としましては、特定財源、その他、寄附金30万円でございます。安藤重寿氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費といたしまして、輪中等に関する書籍などの購入費でございます。

1枚はねていただきまして、50ページをお願いします。

上段になります。

項、保健体育費、目、保健体育総務費、全て一般財源でございます。補正額、減額の566万5,000円のうち、節の共済費、社会保険料等32万2,000円並びに賃金215万円につきましては、総合体育館臨時職員1名分の社会保険料と賃金でございます。

以上、平成30年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第31号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第10、議第32号 町道路線の廃止についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表51ページをお願いいたします。議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第32号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

53ページをお願いいたします。

整理番号1. 路線番号23500、路線名、南川3号線。牧字南川4513番地先から、牧字南川4510番1地先の延長102メートルでございます。企業誘致により企業の進出が決定しました。宅地造成前に町道路線の廃止が必要となりますので、今回提案するものでございます。

裏面54ページには、廃止路線網図を掲載しておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第32号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで決定しました。

議 長 日程第11、報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第12、報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について、日程第13、報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第11、報第1号から日程第13、報第3号までを一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 日程表55ページをお願いいたします。報第1号から報第3号まで朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成29年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

57ページをお願いいたします。

平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書、単位は1,000円でございます。

款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業は、中区要望に係る水路改良事業でございます。翌年度繰越額1,150万2,000円でございます。

続いて、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、中村橋等橋梁補修費、南部中央道舗装に係る経費でございます。翌年度繰越額3,467万円。財源内訳、未収入特定財源、国県支出金1,927万8,000円。地方債1,200万円でございます。

続きまして、事業の道路新設改良事業は、輪之内連絡道路、中地区墓地南道路整備事業等でございます。翌年度繰越額1億96万2,000円。財源内訳、国県支出金5,044万6,000円、地方債3,710万円、その他1,189万9,000円でございます。

続いて、項の都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、県道間アクセス道路、ラウンドアバウト交差点等に係る整備事業費でございます。翌年度繰越額1億8,833万4,000円。財源内訳、国県支出金9,534万4,000円。地方債7,020万円。その他1,777万8,000円でございます。

最下段、事業名、スマートインターチェンジ建設事業は、スマートインターチェンジ記念公園造成事業でございます。翌年度繰越額615万6,000円。財源内訳、その他は615万6,000円でございます。財源内訳の未収入特定財源の国県支出金は、社会資本整備総合交付金、地方債は公共事業等債、その他はスマートインターチェンジ基金繰入金でございます。いずれもスマートインターチェンジ本体工事のおくれなどから年度内の完成が困難なため、繰り越しをしたものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について。

平成29年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

61ページをお願いいたします。

平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書、単位は1,000円でございます。

款、土木費、項、都市計画費、事業名、スマートインターチェンジ建設事業。こちらは、名神南導水路整備工事でございます。翌年度繰越額1億2,424万円。財源内訳として未収入特定財源、国県支出金6,833万2,000円は社会資本整備総合交付金。地方債5,030万円は公共事業等債。その他560万8,000円はスマートインターチェンジ基金繰入金でございます。

説明といたしまして、中日本高速道路（株）発注のスマートインターチェンジ本体工事の調整池、排水路系工事の完了が天候不順によりおくれ、同工事が完了しないと本工事に着手できない箇所があり約2カ月間工事を中断せざるを得なかったため、事故繰り越しとなったものでございます。

続きまして63ページをお願いいたします。

報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する

ものとする。

平成30年6月12日提出、安八郡安八町長。

65ページをお願いいたします。

平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書、単位は1,000円でございます。

款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事管理委託。翌年度繰越額755万円。財源は損益勘定留保資金等でございます。

続きまして、款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事。翌年度繰越額2億240万円。財源内訳として、企業債、上水道事業債でございます。こちらは、既設の地下埋設の水道本管が図面と実物とでは管口径に相違があり、その資機材の制作に時間を要したため履行期間、工期を半年延長したものでございます。

以上、報第1号から第3号まで、安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書、事故繰越繰越計算書、水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第2号 平成29年度安八郡安八町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について、報第3号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終了いたします。

お諮りします。

各委員会審査のため6月13日から6月21日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、6月13日から6月21日までの9日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、6月22日は午前10時から本会議を開きますので、議場へお集まりく

ださい。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いしたいと思います。

11時15分から、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会を開催しますので、よろしくをお願いしたいと思います。御苦勞さんでございました。

(散会時間 午前11時03分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月12日

議 長 大 平 文 雄

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 西 松 巖